

業務及び財産の状況に関する説明書類

第49期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年5月31日作成

監査法人名 協立神明監査法人(印)

所在地 大阪府中央区瓦町三丁目4番8号

代表者 朝田 潔 (印)

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

公認会計士法第2条第1項の業務

公認会計士法第2条第2項の業務

(2) 沿革

昭和25年 8月	公認会計士浜本貞芳が公認会計士浜本貞芳事務所を滋賀県大津市にて設立。
昭和40年 7月	同事務所の職員であった大矢正和、稲葉竜夫及び坪田亘義の3名が公認会計士大矢・稲葉・坪田共同事務所を設立。故浜本貞芳の業務を継承。
昭和40年11月	事務所を大阪市西区に移転。
昭和44年 4月	事務所名を公認会計士大矢共同事務所に変更。
昭和49年 4月	事務所を大阪市南区に移転。
昭和50年 4月	協立監査法人を設立。公認会計士大矢・稲葉・坪田・三沢・串畑が上記事務所を継承。
昭和60年10月	事務所を大阪市東区に移転。
平成 元年 2月	住居表示の実施により大阪府中央区に変更され、現在に至る。
平成16年 1月	従たる事務所として東京事務所を設置。代表社員朝田潔が東京事務所長に就任。
令和 4年 4月	令和4年4月1日に神明監査法人と合併し、協立神明監査法人となる。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

第49期 (令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)

当法人における業務は財務諸表の監査証明を主な目的とし、会社法及び金融商品取引法に基づ

く監査証明業務の関与先 24 社、それ以外の監査証明業務関与先 20 社、その他非監査証明業務関与先 21 社で、当期中に関与先が 4 社増加・5 社減少した。

当期における業務収入高は前期に比し、53,660 千円（11.72%）増収となり、511,570 千円を計上した。

- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
なし

- (3) 監査証明業務の状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金 商 法 ・ 会 社 法 監 査	16 社	15 社
② 金 商 法 監 査	1	
③ 会 社 法 監 査	7	
④ 学 校 法 人 監 査	3	
⑤ 労 働 組 合 監 査	6	
⑥ そ の 他 の 法 定 監 査	7	
⑦ そ の 他 の 任 意 監 査	4	
計	44	15

- (4) 非監査証明業務

大会社等 1 社

その他の会社等 21 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、以下のように整備し運営しております。

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

監査業務の実施

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含める。

- (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

独立性

・当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、以下のように独立性の保持のための方針及び手続を定める。

- ㊸ 監査責任者及び非監査業務の業務執行責任者は、関与先に提供する業務内容を含め、業務契約

に関する情報を当法人に提供しなければならない。また、専門要員は、独立性を阻害する要因となる状況や関係に気が付いた場合は、速やかに品質管理担当責任者に報告しなければならない。

⑥ 当法人は、以下の事項を実施できるようにするために、独立性の保持に関する情報を蓄積し、また関係する専門要員にこれらの情報を伝達する。

i) 当法人及び専門要員が、独立性の規定に従っているかどうかを速やかに判断すること

ii) 当法人が、独立性に関連した記録を保管し更新すること

iii) 許容できない水準にある独立性の阻害要因に対して当法人が適切な対応を取ること

⑦ 品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年4月並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めなければならない。なお、品質管理担当責任者は、当法人の監査関与先等上記の調査のため必要となる情報を、事前に専門要員に対し通知しなければならない。

⑧ 前項の確認書は、書面の形式による。これらの確認書を評価した結果、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には、監査契約を解除する。

・ 監査業務の担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定める。

⑨ 大会社等の監査業務については、「職業倫理に関する規定」で定める監査業務の主要な担当社員等に対して、「職業倫理に関する規定」で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

⑩ 監査業務の主要な担当社員等が長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するに当たっては、主要な担当社員等が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、社員会で決定する。

⑪ 大会社等の監査業務のローテーションは、監査業務の主要な担当社員等としての関与期間だけでなく、当該者が監査業務の主要な担当社員等となる前に担っていた役割及び当該監査業務に関与した期間の長さを考慮したうえで、ローテーションを勘案し、社員会で決定する。

監査契約の新規の締結及び更新

関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のように定める。

⑫ 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。

i) 当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること

ii) 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること

iii) 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

⑬ 新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手する。

⑭ 新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別された場合、当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断する。

⑮ 問題点が識別されたにもかかわらず、関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、その問題点をどのように解決したかを文書化する。

監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要と

される適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する以下の方針及び手続を定める。

- ④ 採用
- ⑤ 適性及び能力（業務を実施するだけの時間の確保を含む。）
- ⑥ 評価、報酬及び昇進
- ⑦ 専門要員の必要数の予測

専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定める。

- ④ 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ⑤ 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- ⑥ 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- ⑦ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

監査上の判断の相違

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定める。

- ④ 専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ⑤ 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

監査業務に係る審査

・審査を行う機構を設け、下記の場合（審査を実施しない場合）を除き、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査（以下、「審査」という。）を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものであり、以下のとおり方針及び手続を定める。

- ④ 審査の内容、実施時期及び範囲
- ⑤ 審査担当者の適格性
- ⑥ 審査担当者の客観性
- ⑦ 審査の記録及び保存
- ⑧ 審査を実施しない場合

・当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

・審査を実施しない場合

- ④ 幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査
- ⑤ 任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務

品質管理システムの監視

・品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムの監視に関するプロセスを定める。

・上記プロセスには、品質管理システムに関する日常的監視及び評価を含める。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含める。

・監査責任者は、品質管理担当責任者から伝達された、品質管理システムの監視の結果に

関する最新の情報、及び当該情報で指摘された不備が担当する監査業務に影響を与えることがあるかどうかを考慮しなければならない。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当なし

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

通常レビュー : 令和3年12月

通常レビューの一環としての改善状況の確認 : 令和5年1月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

最高経営責任者である朝田代表社員が確認した。

監査の品質管理規程等を改訂するとともに社員会で承認し、その措置が適正であることを確認した。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

令和6年3月31日現在 該当なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
11人	0人	11人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	業務の執行決定及び監督	11人	0人	11人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 大阪事務所	大阪市中央区瓦町 三丁目4番8号	2人	0人	2人	23人
(従) 東京事務所	東京都豊島区北大塚 2丁目24-5-301	4人	0人	4人	10人
(従) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区 海岸通8番(神港 ビル)	5人	0人	5人	4人
計		11人	0人	11人	37人

四. 監査法人組織の概要

組織図は別紙のとおり

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第48期 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	第49期 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
売上高		
監査証明業務	430,485	488,720
非監査証明業務	27,425	22,850
合計	457,910	511,570

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

令和6年3月31日現在

1	グ ン ゼ 株 式 会 社
2	三 和 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
3	株 式 会 社 オ リ ジ ン
4	日 本 瓦 斯 株 式 会 社
5	モ リ テ ッ ク ス チ ー ル 株 式 会 社
6	新 コ ス モ ス 電 機 株 式 会 社
7	株 式 会 社 ハ ー ク ス レ イ
8	V A L U E N E X 株 式 会 社
9	ア ト ラ グ ル ー プ 株 式 会 社
10	株 式 会 社 ト ー ホ ー
11	株 式 会 社 ア サ ヒ ペ ン
12	グ ロ ー ム ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
13	明 海 グ ル ー プ 株 式 会 社
14	ト レ ー デ ィ ア 株 式 会 社
15	セ ー レ ン 株 式 会 社

